

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債権…償却原価法(定額法)によっている。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法(リース資産を除く)

② 無形固定資産 定額法(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。

(4) 引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒に備えるため、回収可能性を評価して計上している。

・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算し、会計基準変更時差異(224百万円)は15年で費用処理している。

・役員退職慰労引当金

内規に基づく退職金見積額をもって計上している。

(5) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

資金の範囲には、現金及び現金同等物を含めている。

(6) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(7) 税効果会計の適用について

税引前の当期一般正味財産増減額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期正味財産増減額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 会計方針の変更

「平成27年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」(平成28年3月23日 内閣府 公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会)及び「公益法人会計基準に関する実務指針」(非営利法人委員会実務指針第38号 平成28年12月22日改正)を受けて、当年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成24年5月17日)を適用している。

この変更による、当期経常増減額及び一般正味財産増減額への影響はない。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	629,465,949	—	—	629,465,949
小 計	629,465,949	0	0	629,465,949
特定資産				
福祉基金	—	15,369,605	—	15,369,605
小 計	0	15,369,605	0	15,369,605
合 計	629,465,949	15,369,605	0	644,835,554

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)
基本財産			
定期預金	629,465,949	(90,000,000)	(539,465,949)
小 計	629,465,949	(90,000,000)	(539,465,949)
特定資産			
福祉基金	15,369,605	—	(15,369,605)
小 計	15,369,605	(0)	(15,369,605)
合 計	644,835,554	(90,000,000)	(554,835,554)

5. 担保に供している資産

(1) 資産 (帳簿価額)

(単位:円)

土 地	6,927,972,881
建 物	12,274,810,807
建 物 附 属 設 備	2,466,368,563
合 計	21,669,152,251

(2) 上記に対する借入金

(単位:円)

1年以内返済予定銀行借入金	515,836,000
銀 行 借 入 金	8,527,857,608
合 計	9,043,693,608

6. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券は、保有しておりません。

7. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等 の名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
寄付金	聖隷福祉事業団他9件	90,000,000	—	—	90,000,000	指定正味財産
	遺贈12件	—	227,187,547	227,187,547	—	—
	入居者等10件	—	44,962,926	44,962,926	—	—
合 計		90,000,000	272,150,473	272,150,473	90,000,000	

8. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

(1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている金額との関係は以下のとおりである。

(単位:円)

前期末		当期末	
現金預金勘定	10,258,591,120	現金預金勘定	11,835,276,948
預入期間が3ヶ月を超える定期	△7,000,000,000	預入期間が3ヶ月を超える定期	△8,000,000,000
貯蔵品に含まれる商品券等現金同等物	1,502,724	貯蔵品に含まれる商品券等現金同等物	1,504,306
現金及び現金同等物	3,260,093,844	現金及び現金同等物	3,836,781,254

(2) 重要な非資金取引は、以下のとおりである。

前期末	当期末
現物により寄付を受けた固定資産が 5,462,400 円ある。	現物により寄付を受けた固定資産が 7,086,926 円ある。

9. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度を設けている。

(2) 退職給付債務及びその内訳

(単位:円)

① 退職給付債務	△1,076,664,136
② 年金資産	877,733,393
③ 会計基準変更時差異の未処理額	59,892,688
④ 退職給付引当金(①+②+③)	△139,038,055

(3) 退職給付費用に関する事項

(単位:円)

① 勤務費用	90,073,833
② 会計基準変更時差異の費用処理額	14,973,171
③ 退職給付費用(①+②)	105,047,004

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算している。

(5) 会計基準変更時差異の処理年数 15年

10. 資産除去債務関係

当財団は、本部事務所等の不動産賃貸契約に基づき、事務所等の退去時における原状回復に係る債務を有しているが、当該債務に関連する貸借資産の使用期間が明確でなく、将来本部を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができない。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。

11. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位:円)

賞与引当金繰入限度超過額	94,539,924
事業所税	578,159
貸倒引当金繰入超過額	1,279,982
繰延税金資産(流動資産)	96,398,065
一括減価償却の償却限度超過額	10,093,935
繰延消費税の超過額	19,983,424
役員退職慰労引当金繰入限度超過額	19,105,504
退職給付引当金繰入限度超過額	47,999,166
貸倒引当金繰入超過額	2,036,385
入居前受金	1,990,417,057
評価性引当額	△1,417,930,261
長期繰延税金資産(固定資産)	671,705,210
繰延税金資産合計	768,103,275

(2) 法人税法上の非収益事業と収益事業の区分

(単位:円)

項 目	非収益事業	収益事業	合 計
税引前当期一般正味財産増減額(A)	248,552,766	196,666,812	445,219,578
法人税、住民税及び事業税(B)	-	563,000	563,000
法人税等調整額(C)	-	△135,371,542	△135,371,542
当期一般正味財産増減額(A)-(B)-(C)	248,552,766	331,475,354	580,028,120

(3) 法人税法上の収益事業に係る法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

項 目	率
法定実効税率	34.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
法人住民税均等割	0.2%
延滞税	0.3%
評価性引当額の増減	-104.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-68.5%